

## 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 24 年 6 月 22 日現在

機関番号：32204

研究種目：若手 B

研究期間：平成 20 年 4 月 ～ 平成 24 年 3 月

課題番号：20730049

研究課題名（和文） 性犯罪者の再犯防止対策の現状と課題—包摂型対策と排除型対策の比較と検討を通して

研究課題名（英文） Present Status and Issues of Recidivism Prevention for Sex Offenders in Japan- Through Comparison and Analysis of Reintegration Approaches and Exclusion Approaches.

研究代表者

平山 真理 (HIRAYAMA MARI)

白鷗大学・法学部・准教授

研究者番号：20406234

研究成果の概要（和文）：本研究では、性犯罪者に対する再犯防止対策について、諸外国の対策を調査、分析することで、そこにおける意義と問題点を考察し、わが国における性犯罪対策の今後の展望を検討した。諸外国の制度としては主に、アメリカ、カナダ、イギリス、スペイン、韓国の制度を考察し、比較検討した。これらの国々の性犯罪前歴者対策は、性犯罪前歴者を徹底的に監視し、その情報を地域社会等に通知、公開するもの（アメリカ、韓国）と、性犯罪前歴者の地域社会への再統合プログラムを充実させることで再犯率を低下させようとするもの（カナダ）、性犯罪者情報を被害者や学校関係者等に限定的に通知し、適切な監視監督を図ろうとするもの（イギリス）等に分類されることができた。本研究ではこれらそれぞれの対策の意義と問題点を明らかにし、わが国の性犯罪者対策がどのような方向に進むべきかを考察したものである。ところで、わが国においては、2009年5月より導入されている裁判員制度がとくに性犯罪事件において大きな影響を及ぼしており、わが国の性犯罪対策にこの制度が今後与える影響についても考察を行った。

研究成果の概要（英文）：In this research project, I have researched and analyzed recidivism prevention approaches in other countries, such as USA, Canada, UK, Spain and South Korea. There, I have analyzed significances and issues to be solved in those approaches. By doing so, I have tried to point out what the criminal justice policy for sex offenders in Japan would be able to learn from those approaches. The approaches in those countries can be categorized as: throughout supervision in community and exclusive approaches (USA, South Korea), providing re-integrative programs in community (Canada), and providing information of released sex offenders only to certain group of people/organization such as schools (UK). In this research project, I have tried to analyze to which direction the criminal justice policy for sex offenders in Japan would proceed in the future. Also, as the Lay Judge System (introduced in May 2009) has been giving a great impact on sentencing for sex crime cases, I analyzed possible implications of the system to change the criminal justice policy for sex offenders in the future.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	457,000	137,100	594,100
2011年度	343,000	102,900	445,900
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：刑事法

科研費の分科・細目：

キーワード：性犯罪者対策法、メーガン法、アダム・ウォルシュ法、社会包摂、修復的司法

### 1. 研究開始当初の背景

児童を被害者とする性犯罪は他の犯罪と比べても、社会の耳目を大きく集め、その結果として加害者に対する厳罰化と徹底した犯罪防止対策への要求が起こる。わが国でも2004年11月に奈良県で発生した「小学生女児誘拐殺害事件」をきっかけに、性犯罪者対策の大きな見直しが行われた。

このように性犯罪者対策の大改革が行われたが一方で、わが国では従来、性犯罪者の再犯率やその防止についての研究が充分に行われていたとは言えない状況にあった。

このような背景から、本研究では諸外国の性犯罪者対策を調査検討し、その意義と課題を考察することで、わが国における性犯罪対策が今後どのように展開すべきかについて一指針を示そうとしたものである。

### 2. 研究の目的

本課題研究ではまず、上述の「小学生女児殺害事件」をきっかけとして開始された、わが国の様々な性犯罪者対策を調査、分析し、そこにおける課題を考察することを目的とした。その過程で、諸外国の性犯罪者対策を調査し、そこにおける課題を考察することで、わが国の性犯罪者対策が今後どのような方向に進むべきかについて何らかの提言を行うことを大きな目的とした。

### 3. 研究の方法

研究の方法としては、まずは諸外国の性犯罪前歴者対策を検討した。本研究で調査を行った対象国としては、米国、カナダ、イギリス、スペインなどが挙げられる。

これらの対策の中でもとくに、米国が性犯罪者の再犯防止対策として1996年頃より採用している、性犯罪前歴者情報公開を定めた法律（通称メーガン法）に焦点をあてた。このメーガン法はすでに米国の連邦最高裁判所で合憲の判断が出ているが、そこにおける法律上の争点や判例の分析をまずは行った。また、このメーガン法の再犯防止効果と、情報を登録、公開されている性犯罪者が地域社会でどのように社会復帰をはかっていくのかについて、米国オレゴン州のクラマス・フォールズ郡保護観察所を訪問し、GPS装置等の監視方法を採用した性犯罪者に対する社会内処遇を調査した。

また、スペインの性犯罪者専門の刑事施設を訪問し、性犯罪者に対する施設内処遇についても情報を入手することができた。

更に、イギリスにおいては、いわゆる「サ

ラ法プロジェクト」のもとで、性犯罪前歴者の情報を、学校やボーイスカウト団体など、子どもの安全に関係する団体に限定して通知しているが、情報の通知の対象を拡大すべきであるとする議論も近年起こっている。イギリス調査時には、このサラ法プロジェクトの内容を詳しく調査するとともに、性犯罪者の徹底的な監視に対する社会の要望が英国の性犯罪者対策にどのような影響を及ぼし得るのかを考察できた。

また、カナダにおいては、カナダ矯正局と連携して民間団体「支援と責任のサークル（Circle of Support and Accountability, CoSA）」が行っている性犯罪前歴者に対する社会再統合プログラムを訪問調査した。ここでは、出所後の性犯罪者に対して数人のボランティアによる友だち活動が行われ、性犯罪者の地域社会でのサポートが行われており、性犯罪者とボランティアが参加し定期的に行われるミーティングである「サークル」を参与観察した。また、この活動を支えるCoSA職員である、コーディネーターやヴォランティアをインタビューし、CoSAの活動を詳しく調査した。

ところで、このCoSA活動はカナダだけでなく、米国、英国、オーストラリア等に広がっており、上記英国調査時には英国でのCoSAを訪問し、ディレクターから話を伺った。

また、性犯罪者対策を研究するうえでは、加害者対策だけでなく性犯罪被害者支援についても検討する必要があると考え、わが国においても性犯罪被害者当事者であり、その経験から被害者支援を行っている人々にインタビューを行った。海外の性犯罪被害者対策については、イギリスやカナダのプログラムを訪問調査した。

一方、わが国の性犯罪対策については、刑事施設における「性犯罪者処遇プログラム」について専門的知識を有する専門家へのインタビュー、保護観察所における「性犯罪者処遇プログラム」については保護観察官へのインタビューを行うことで、これらのプログラムの現状と課題を考察した。

また、性犯罪者の再犯防止については民間団体の協力も必要となるが、本課題研究では、性犯罪者治療プログラムを提供する民間施設2ヶ所を調査し、その専門家へのインタビューを行った。

さらに、本課題研究を行う中で、2009年5月より開始された裁判員制度においては性犯罪事件の量刑に顕著な厳罰化傾向が

見られることから、性犯罪事件の裁判員裁判を傍聴し、その弁護人等にインタビューを行った。

#### 4. 研究成果

(1) 本課題研究の成果としてはまず、2005年以降に開始されたわが国の性犯罪者対策について調査し、その内容について詳細に検討したことが挙げられる。これらの対策は、具体的には刑事施設における「性犯罪者処遇プログラム」、保護観察所が実施する、保護観察中の性犯罪者（仮釈放者、執行猶予者）に対する特別遵守事項としての「性犯罪者処遇プログラム」、そして13歳未満の児童を対象とした性犯罪事件を起こした加害者が刑事施設からの出所後の居住地情報を警察が一定期間確認する「居住地確認制度」が挙げられる。本課題研究ではまずはこれらの制度における考え得る効果と課題を考察し、下記に挙げる諸外国の性犯罪者対策と比較、考察することで、わが国の性犯罪対策はどのように評価できるのかについて考察を行った。

(2) 諸外国の様々な性犯罪対策について海外調査を行うことで、これらの対策を検討した。米国のメーガン法やアダム・ウォルシュ子どもの安全と保護法等のもとで行われている性犯罪前歴者の徹底した監視対策については、その法律の現実的機能や性犯罪者の情報をどのように管理し、運営して行くのかという大きな課題があるように思われる。ところで米国ではこのように徹底的な監視体制をとる一方で、性犯罪前歴者の社会復帰に向けた様々な民間プログラムが用意されているところに大きな特徴があった。

一方、性犯罪前歴者の社会再統合に焦点を当てたカナダの CoSA については再犯率の低下において非常に大きな効果を挙げていることが調査で分かった。

さらに、上記両国の中間に位置すると思われる英国の「サラ法プロジェクト」のもとでの性犯罪前歴者の監視監督は性犯罪者情報の通知対象を限定することで、性犯罪前歴者の権利の保護と社会防衛の両方の均衡を保とうとしてきたが、調査時（2010年3月）においては通知対象の拡大を地域を限定してではあるが実験的に試みるものが既に始まっていた。本課題研究ではこの動向の背景を検討し、国民からの要望がいかに性犯罪対策に影響を与え得るのかについて考察を行うことができた。

(3) 性犯罪被害者支援体制についても諸外国とわが国のものについて調査を行った。具体的には性犯罪被害経験者やその支援者へのインタビューを行った。また海外調査につ

いては、米国やカナダ、英国の性犯罪被害者支援団体等を訪問しインタビューを行った。わが国の性犯罪被害者支援制度と諸外国のそれを比較するに大きな違いは、公的機関と民間の支援団体と連携が諸外国においては非常に発達していることが挙げられる。

(4) 本研究の研究成果は本研究期間において随時、論文や学会報告というかたちで発表した。とくに本研究課題に関連した学会報告を国際学会において9件行えたことは成果として大きかったと考える。これらの報告においては、日本以外の国の参加者からコメント等を多く受けることができ、今後本研究を発展させ、海外の学術雑誌等への論文投稿につなげたいと考える。

(5) また、研究成果を社会に還元することを目的として、一般公開の研究会を開催した。これらの研究会においてはわが国の性犯罪被害当事者を招聘し、わが国の性犯罪被害者支援の課題を考察した。また、米国において児童虐待被害者の司法面接を実践、研究する、研究者と実務家を1名ずつ招聘し、性犯罪や性的虐待を防止するうえで被害者から効果的に話をどのように聞くかについて考察する機会を得た。

(6) また、本研究を行う過程で2009年5月より裁判員制度が開始されたが、性犯罪事件の審理においてとくにこの制度の影響が強く表れていると指摘できる。この点については本課題研究申請時よりある程度は予想していたものの、予想を大きく上回る影響がみられており、本課題研究においてもとくに2009年度以降は、裁判員制度がわが国の性犯罪対策に与え得る影響について考察するという新たなテーマを加えることができた。裁判員制度の影響については2011年度より新たな科学研究費補助金研究として遂行することができ、本課題研究の成果を発展させるかたちで研究を進めていきたいと考えている。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計11件）

1. 平山 真理「わが国における性犯罪対策の課題—アメリカ合衆国のメーガン法施行後10年の展開事例」を通して見えてくるもの『刑事政策学の現状と課題—前野育三先生古稀記念論文集』（法律文化社2008年4月）475～499頁（査読無）

2. 平山 真理「刑事事件における被害者と被疑者・被告人の弁護人との橋渡しの意義～アメリカ合衆国の Defense Initiated Victim Outreach に何を学ぶか」『白鷗法学』(査読無)

3. 平山 真理「刑事弁護人と被害者の間に橋渡しを置くことの意義 米国の DIVO の実践に学ぶ」『刑事弁護』No.56 (2008 年 10 月) (査読無)

4. 平山 真理「刑事弁護人の新しい役割への期待」『白鷗大学法科大学院紀要』第 3 号(2009 年 11 月) 241～270 頁 (査読無)

5. 平山 真理「裁判員裁判傍聴記 家庭内殺人未遂事件の裁判員裁判 神戸地裁 2009 年 9 月 9 日判決」『法学セミナー』No.660 (2009 年 11 月)2～3 頁 (査読無)

6. 平山 真理「刑事裁判はどう変わるのか—被害者参加制度と裁判員制度のインパクト」『青山学院法学』第 51 卷 1.2 号合併号(2009 年 12 月) 585～606 頁 (査読無)

7. 平山 真理「裁判員と性犯罪」『立命館法学』第 327・328 号(2010 年 3 月) 668～691 頁 (査読無)

8. 平山 真理「性犯罪と修復的司法」『修復的司法の今日・明日 (RJ 叢書 8)』(2010 年 4 月 成文堂) 69～87 頁 (査読無)

9. 平山 真理「アメリカの Defense Initiated Victim Outreach(DIVO)の意義—被害者と刑事弁護人—『敵の味方』は『敵』でなくともよい」『自由と正義』(2010 年 8 月) 39～43 頁 (査読無)

10. 平山 真理「裁判員時代の性犯罪対策を考える—映画『SCOPE』監督と脚本家を招いての特別講義から」『白鷗法学』第 17 卷第 2 号(2010 年 12 月) 145～167 頁 (査読無)

11. 平山 真理「米国の児童虐待防止・介入プログラムから何を学ぶか～米国の専門家 2 人を招いて」『白鷗法学』白鷗法学第 17 卷第 2 号(2010 年 12 月) 129～143 頁 (査読無)

[学会発表] (計 16 件)

1. 平山 真理「刑事施設視察委員会の理念と展望—その意義と展望」

2. Mari Hirayama, “Sex Offenders’ Crime Policy in Japan”, at the 15<sup>th</sup> World Congress of Criminology, at University of

Barcelona, Spain, 7/23/2008.

3. 平山 真理「性犯罪前歴者に対する包摂型対策と排除型対策—刑務所『後』の対応を考える」日本司法福祉学会第 9 回大会 第 6 分科会 於九州大学箱崎キャンパス (2008 年 8 月)

4. Mari Hirayama, “Crime Policy for Sex Offenders in Japan-Exclusion or Re-integration? Which Way Are We Going to Take?” at 2009 Congress of Research Committee of Sociology of Law, at Onati International Institute for the Sociology of Law , Onati, Spain, July 7<sup>th</sup>-10<sup>th</sup> 2009.

5. 平山 真理「犯罪被害者と刑事弁護人—アメリカの DIVO に学ぶ」日本司法福祉学会第 10 回大会 第 1 分科会 於立正大学大崎キャンパス (2009 年 8 月 9 日)

6. Mari Hirayama “Victims’ Perspectives in the Criminal Justice System in Japan”, The Annual Meeting of the National Organization of Forensic Social Work, at the Renaissance Hotel Atlanta, Atlanta, US, 4/12/2010.

7. Mari Hirayama, “Impact of the Saiban-in System on Crime Policy for Sex Offenders in Japan”, the Annual Meeting of Law and Society Association, Chicago, USA, 5/29/2010.

8. 平山 真理「裁判員制度の本格的開始から 1 年 ～刑事司法制度に与えたインパクトは？」於金沢大学創基 150 年記念シンポジウム「市民はどう裁いたか？」(招待講演) 2010 年 7 月 17 日 於金沢大学

9. 平山 真理「裁判員制度の刑事司法制度へのインパクト～刑事訴訟法の立場から」第 37 回犯罪社会学会テーマセッション B「裁判員制度の導入に伴う『処遇』の動向」2010 年 10 月 2 日於国土館大学

10. 平山 真理「被害者と加害者の関係性—被害者インタビュー調査から見てきたもの」第 37 回犯罪社会学会自由報告 2010 年 10 月 3 日於国土館大学

11. Mari Hirayama, “The Copernican Revolution of Criminal Trials in Japan”, the Annual Meeting of American Society of Criminology, San Francisco Marriot Hotel, San Francisco, USA, 11/18/2011.

( )

研究者番号：

12. Mari Hirayama, “Revenge of Shimin-kankaku?- How general People’s Opinions have Impacted the Criminal Justice System in Japan ”, the Annual Meeting of Law and Society Association, San Francisco, USA, 6/04/2011.

13. 平山 真理「日本における二つの大震災と犯罪—1995年阪神・淡路大震災と1923年関東大震災」第16回国際犯罪学会大会公開シンポジウム 於神戸国際会議場 2011年8月7日

14. Mari Hirayama, “Is There Any Room for DIVO in the Japanese Criminal Justice System?”, The 16<sup>th</sup> World Congress of Criminology, Kobe, Japan, 8/7/2011.

15. Mari Hirayama, “Crime Policy for Sex Offenders in Japan- Exclusive or Reintegrative? And the Possible Impact of the Lay Judge System in Japan”, The 16<sup>th</sup> World Congress of Criminology, Kobe, Japan, 8/09/2011.

16. Mari Hirayama, “Crime Justice Policy for Sex Offenders in Japan: Possibility for Japanese Version of Megan’s Law?”, The 2<sup>nd</sup> Congress of East Asian Law and Society Association, Yonsei University Law School, Seoul, South Korea, 9/30/2011.

[図書] (計1件)

1. 橋本雄太郎 (編)・平山真理・内藤大海・辻本典央・公文孝佳・伊藤睦「刑事訴訟法入門」(八千代出版 2011) 257頁

[その他]

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

平山 真理 (HIRAYAMA MARI)

白鷗大学・法学部・准教授

研究者番号：20406234

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者